



富山県高等学校体育連盟 危機管理マニュアル

令和2年4月

1 緊急時対応の基本的な考え方

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1)緊急事案 様式1【報告事項】 | (5)関係機関への報告 |
| (2)救護本部及び救護所の設置等 | (6)県高体連からの派遣 |
| (3)参加者の安全確保及び被害の拡大防止 | (7)報道機関への対応 |
| (4)競技大会中止・中断等の協議 | (8)最終判断者 |

2 運営体制（連絡フロー）

3 緊急事案発生時における連絡フロー

4 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方（フロー）

5 競技運営に当たっての注意事項

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1)緊急事案に備えての事前確認 | (2)1日単位の競技運営の確認 |
| (3)緊急時の対応体制 | |

6 自然災害に対する予防及び対応

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| (1)荒天時（大雨、暴風警報等）の対応 | (2)落雷（降雨含む）に伴う対応 |
| (3)その他自然災害に対する対応 ①光化学スモッグ注意報 ②地震 ③火災 | |
| (4)一般観客等とのトラブル | (5)競技会開催中の気象情報等入手方法（参考） |

◇地震に対する予防及び対応◇

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 防災組織と行動内容の事前準備 | 2 地震発生時の対応 |
| 3 緊急地震速報への対応 | 4 競技会中止・中断の判断 |
| 5 夜間休日等の対応 | |

7 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

8 医療救護の対応

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| (1)競技種目別大会における医療救護の基本対応について 様式2【救護記録】 | |
| (2)食中毒発生時の対応について | (3)熱中症予防及び対応について |
| (4)感染症（はしか・インフルエンザ等）の予防及び対応について | |

9 不審者・不審物に対する対応

- | |
|----------------|
| (1)不審者に対する対応 |
| (2)不審物に対する対応 |
| 不審者に対する対応《フロー》 |
| 不審物における対応《フロー》 |

1 緊急時対応の基本的な考え方

○大会運営組織

- ・大会本部 ＝ 富山県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）
- ・競技実施本部 ＝ 競技専門部

(1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、下記「緊急事案発生時の報告事項」【様式1】に基づき、電話又はFAX等で速やかに、競技専門委員長（競技会場が複数にわたる場合は会場責任者）が富山県高等学校体育連盟事務局へ報告する。

ア 災害(大雨、暴風、地震、落雷等)

イ 事故(交通事故等)等で傷病者が重篤な場合

ウ 以下の疾病等が発生し、医療機関等に緊急搬送した場合

- ・怪我
- ・食中毒
- ・熱中症

エ その他

【様式1】

令和 年 月 日

緊急事案発生時の報告事項

- 1 専門部名 専門部
- 2 事故等発生日時 月 日 (.....) 時 分
- 3 事故発生場所
- 4 次案の内容 ・事故（交通事故等） ・災害（大雨、落雷、地震等） ・その他
- 5 事故者（被害者） 総数.....人 （男.....人、女.....人）
ふりがな
氏名..... 年齢.....歳
①選手 ②監督 ③役員 ④補助員 ⑤その他
- 6 概要
(1)発生時の状況
(2)発生後の処理状況.....
(3)経過及び現状等
(4)医療機関名 (所在地)
- 7 搬送先同行者 所属..... 氏名..... 連絡先.....
- 8 連絡者 所属..... 氏名..... 連絡先.....

(2) 救護本部及び救護所の設置等

競技実施本部内に「救護本部」を設置するとともに、競技別大会の各競技会場等に、「救護所」を設置する。なお、各競技会場にはAED（自動体外式除細動器）を設置する。またはAEDの設置場所を必ず確認しておく。また、救急車の手配及び連絡について事前に調整を行うこととする。

(3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案が発生した場合、競技実施本部は、その事案を勘案し110番又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(4) 競技会中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、競技実施本部は、必要に応じて関係団体・機関も含め、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。また、競技会の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順及び決定者(会議等)を、予め決めておくこととする。なお、中断・再開した場合も含めて競技の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に十分配慮すること。

(5) 関係機関への報告

上記の事由により競技の中止・中断等の協議を行った場合、競技実施本部は、県高体連事務局及び学校・関係機関に報告を行うこととする。

(6) 県高体連からの派遣

競技実施本部から報告を受けた県高体連事務局は、関係機関への連絡・協議を行い、また、必要に応じて県高体連から関係者を競技実施本部に派遣する等、適切に対応するものとする。

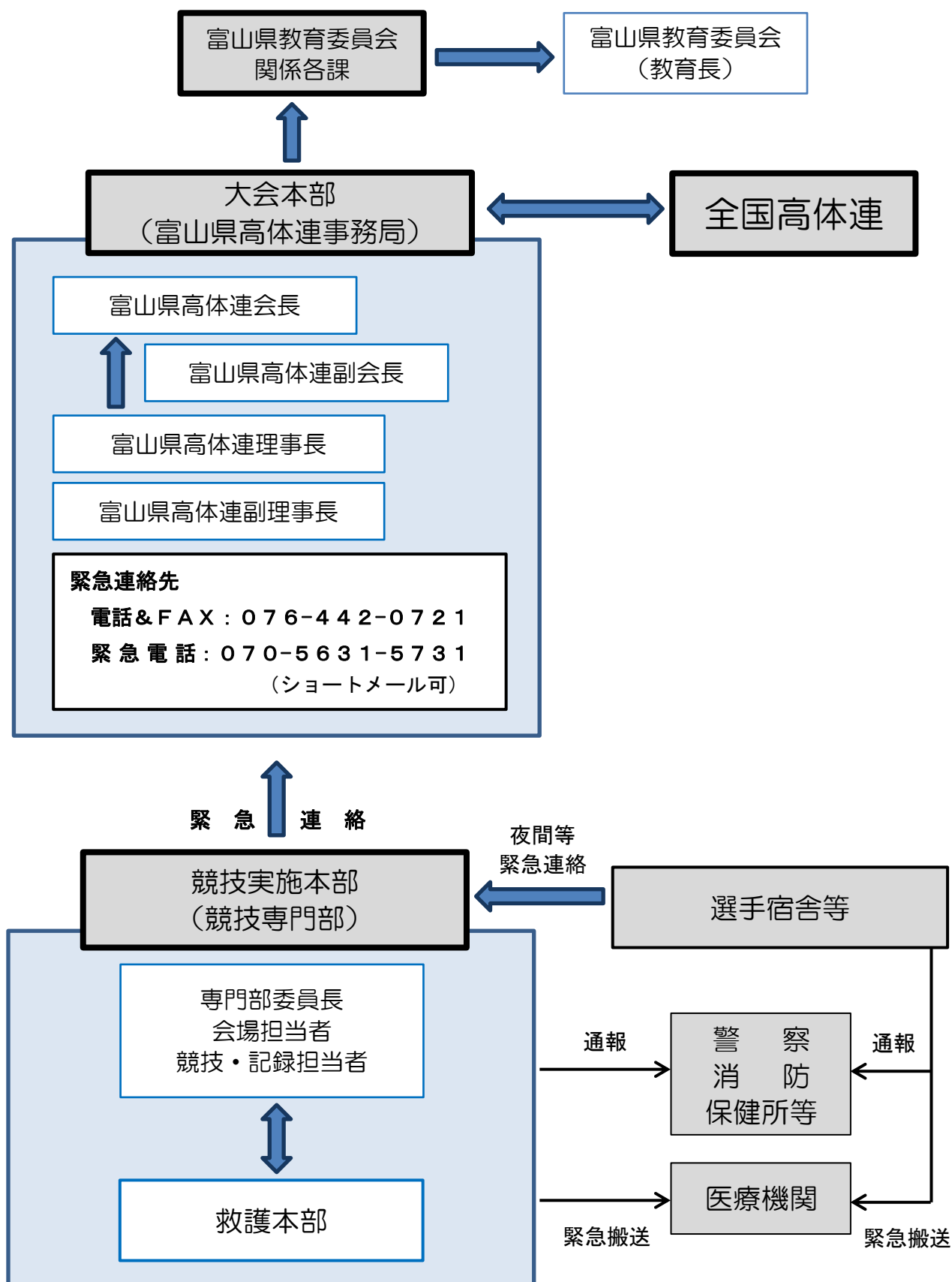
(7) 報道機関への対応

県高体連は、競技実施本部からの報告に基づき、必要に応じて速やかに報道提供資料を作成し、県教委と連携して新聞社等へ資料提供又は記者会見を行うこととする。また、競技実施本部では、緊急事案の事実関係について、県高体連とともに、競技会場において報道機関に対応する。

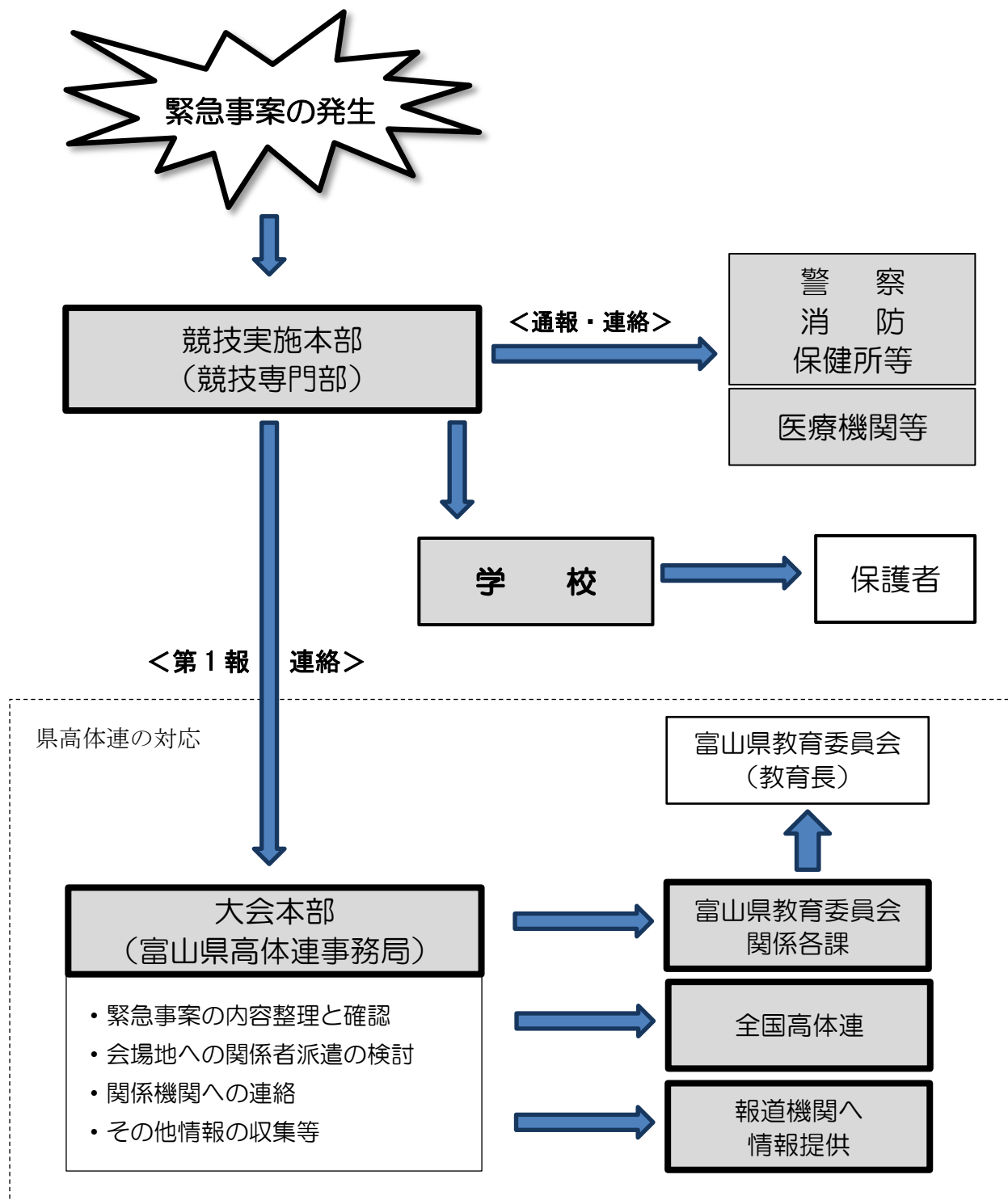
(8) 最終判断者

大会全体に係る緊急時対応の最終的な判断については、大会会長（県高体連会長）が行うものとする。競技別大会における緊急対応の最終的な判断については、各競技専門部部長が行うこととする。

2 運営体制（連絡フロー）

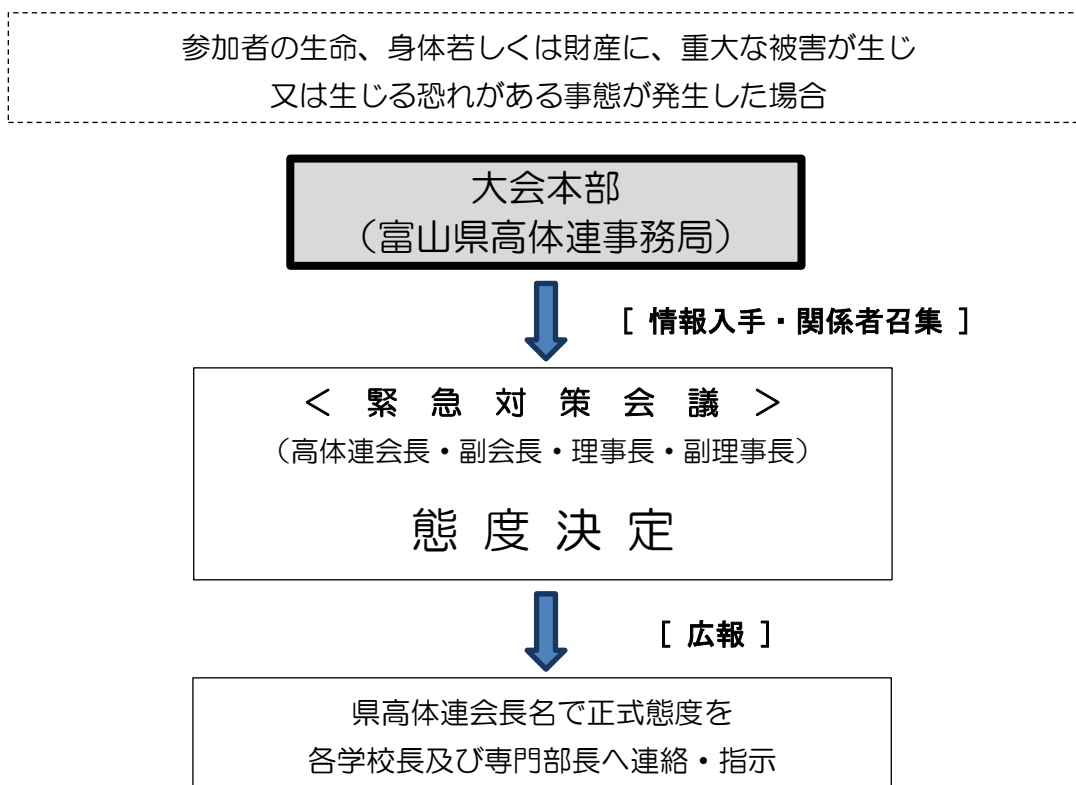


3 緊急事案発生時における連絡フロー

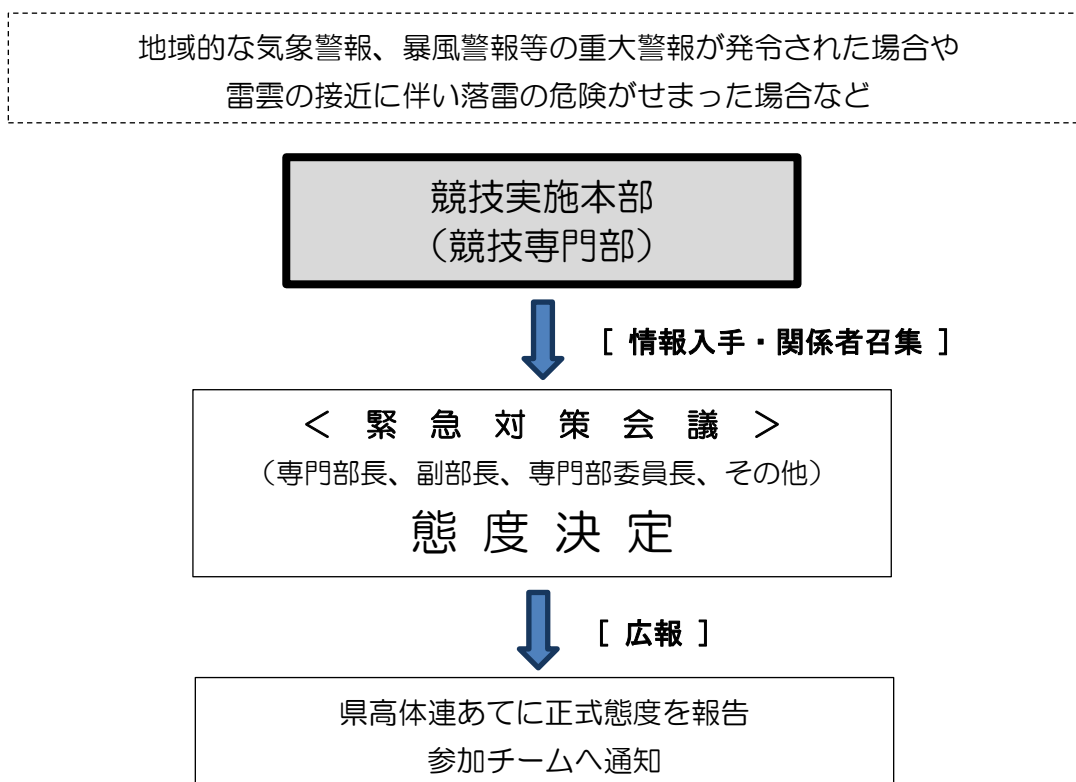


4 大会の中断・延期・中止等の決定に係る基本的な考え方（フロー）

（１）全競技の中止等を検討しなければならない状況



（２）競技別大会の中止を検討しなければならない状況



5 競技運営に当たっての注意事項

(1) 緊急事態に備えての事前確認

①実施本部は、競技会場等における危険個所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AEDの設置場所の確認等を行う。また、必要とする会場図やマニュアル等を作成する。

②役員・補助員は、緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応するため事象別対応を事前に理解しておくとともに、会場図、避難経路図、マニュアル等により以下に示すことを確認しておく。

ア 避難場所、避難経路、非常口

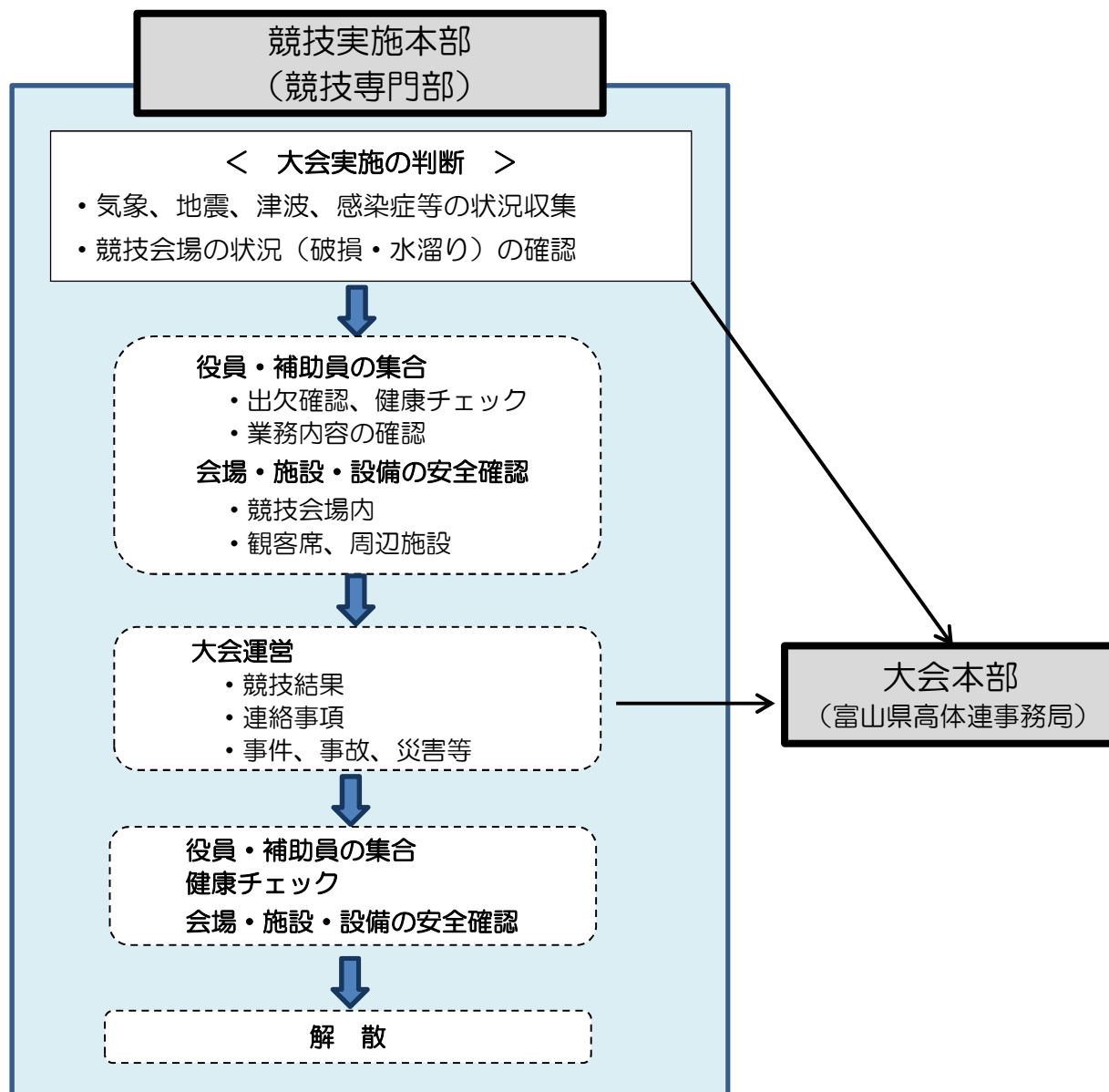
イ AEDの設置場所、使用方法

ウ 消火器の設置場所、使用方法

③会場設営等については、安全対策を十分に行う。(テント設営における強風対策等)

(2) 1日単位の競技運営の確認

①競技実施本部は、以下に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め、各責任者等に周知しておく。



- ②災害や事件・事故が発生した場合は、緊急事案発生時の報告様式（P1）により、専門部委員長から県高体連事務局へ報告すること。また、必要に応じて競技運営状況を連絡すること。
- ③補助員の集合・解散時刻については、健康面・安全面に十分に留意し設定すること。

(3)緊急時の対応体制

競技運営に支障が発生した場合に備えて、マニュアル等を作成しておくこと。

（例）

- ・自然災害、地震等の対応
- ・夜間等緊急連絡網の作成
- ・不審者、不審物等の対応

6 自然災害に対する予防及び対応

(1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応

- ①実施本部は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。
- ②事前に設定した時刻において、競技開催地域に大雨警報、又は暴風警報が発令されている場合は、原則として、競技会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。

(2) 落雷（降雨含む）に伴う対応

①競技大会前の準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に対して、大会前に以下の準備をする。

- ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定（特に屋外競技）
- イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

②競技の中断・中止等の判断

実施本部（主に屋外競技）は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて、参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、十分注意する。

(3) その他自然災害に対する対応

①光化学オキシダント注意報

光化学オキシダントの濃度が高くなると、人によっては目やのどの痛み、吐き気等の健康被害が発生する場合があるため、ホームページ等から情報を収集し、対応にあたること。

ア 注意報発令後の対応

当該地域が「注意報」の連絡を受けた場合、実施本部は大会関係者及び大会参加者に対して注意報発令を周知し、注意を喚起する。また、大会参加者の健康状態の監視を継続するとともに、光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、競技を一時中断し被害の拡大防止に努める。

イ 被害発生時の対応

実施本部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

- ・目やのどに刺激や痛みを感じた場合は、洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や日陰などで静養させる。
- ・頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は、医師の手当てを受けさせ、医師に指示により医療機関に搬送する。
- ・被害の発生状況について、速やかに各会場地の調査に協力する。

②地震

ア 防災組織体制の整備

イ 避難の必要性が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

ウ 地震発生後のアナウンス（例）

ただいま地震が発生しましたので、競技を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。

※津波警報（注意報）が発令された場合のアナウンス

ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。（又は、皆様の安全のため、競技を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。）

エ 被害状況の確認

- ・係員は、施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて関係者に伝達する。

オ 被害が発生した場合、又は震度4以上の場合

- ・火災発生の場合→「③火災」の対応を行う。
- ・施設破損した場合→現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないようにする。
- ・負傷者が発生した場合、係員は、負傷者を救護所に搬送する。
- ・救護所の医師等は、重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。

カ 実施本部は、被害状況等を基に大会の中止及び参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。なお、その際、避難の必要がなくても、震度4以上の場合、大会本部に報告するとともに、対応についても協議する。

キ 実施本部は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

ク 競技中止又は再開のアナウンス（例）

<競技の中止>

皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震源地は〇〇〇〇、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇. 〇と推定されます。〇〇の震度は〇、この地震により津波警報（注意報）が発令されましたので（この地震による津波の心配はありません。）、皆様の安全のため、競技を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。

< 競技の再開 >

皆様にお知らせします。さきほど発生しました地震は、震度〇、震源地は〇〇〇、地震の規模（マグニチュード）は〇. 〇と推定されます。この地震による津波の心配はありません。幸い、負傷者及び被害がございませんので、ご安心ください。これより競技を再開します。

ケ 地震発生前のアナウンス（例）

< 開会式直前 >

式典の最中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護し、防御姿勢を取ってください。また、避難の際は、出入口に人が殺到すると非常に危険ですので、係員の指示に従って落ち着いて行動くださるようお願いいたします。なお、建物に損害が出たり、公共交通機関の運行に支障が出るような規模の地震になった場合は、その時点で式典を中止する場合があります。

< 競技の開始前など適宜 >

競技の最中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護し、防御姿勢を取ってください。また、危険な場所にいる場合は、直ちに安全な場所へ移動してください。避難経路については、事前に確認していただくとともに、避難の際は、出入口に人が殺到すると非常に危険ですので、係員の指示に従って落ち着いて行動くださるようお願いいたします。なお、建物に損害が出たり、公共交通機関の運行に支障が出るような規模の地震になった場合は、その時点で競技を中止する場合があります。

③火災

ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。

イ 非常ベルを押し、実施本部及び施設管理者に通報する。

ウ 通報を受けた実施本部及び施設管理者は、直ちに 1 1 9 番通報する。

エ 実施本部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。

オ 消火器で消火できないときは、屋内消火栓等を使用して消火を行う。

カ 消防隊が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。

キ 負傷者が発生した場合は、係員は、負傷者を救護所に搬送する。

救護所の医師等は、重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、1 1 9 番通報して、救急車の出動を要請する。

ク 実施本部は、火災及び被害の状況等を基に、競技の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

ケ アナウンス（例）

〇〇で火災発生のため、ただいまから避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。

コ 係員は、消防設備図や避難経路図を参照し、あらかじめ消防用設備等の位置を確認しておく。

(4) 一般観客等とのトラブル

一般観客等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に 110 番通報するとともに、大会本部へ報告する。

(5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）

情報	情報元・連絡先等
天気一般 (大雨・暴風等)	・ 富山地方気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/toyama/
台 風	・ 気象庁ホームページ (台風情報) http://www.jma.go.jp/jp/typh/
竜 巻	・ 気象庁ホームページ (竜巻注意情報) http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/ ・ 気象庁ホームページ (津波情報) http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/joho.html
地 震	・ 気象庁ホームページ (地震情報) http://www.jma.go.jp/jp/quake/
紫外線	・ 気象庁ホームページ (紫外線情報分布図) http://www.jma.go.jp/jp/uv/
光化学オキシダント	・ 環境省大気汚染物質広域監視システム http://soramame.taiki.go.jp/

◇地震に対する予防及び対応◇

1 防災組織と行動内容の事前準備

競技中に、地震により災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に、実施本部は災害対策本部を設置し、大会本部や関係機関と緊密な連絡、協力のもとに、災害予防及び災害応急対策を実施する。このような災害対策を円滑に進めることができるよう、事前に防災組織体制を整備する。

(1) 災害対策本部の設置

① 防災組織の構成・役割（例）

構成	役 割
[本部長] 専門部長	・ 災害対策会議の招集
[副本部長] 専門部副部長 専門部委員長 専門部副委員長	・ 災害対策会議への参加
[本部員]	
防災・警備担当	・ 災害発生時の選手・監督・役員等の安否の確認 ・ 大会本部や関係機関との連絡・情報収集、及び災害情報の取りまとめ
競技運営担当	・ 競技会場の施設・設備の確認 ・ 火災発生状況の確認、消火活動の指示（通報） ・ 避難経路の確認、避難場所への案内・誘導
医療・救護担当	・ 負傷者の応急対応の指示 ・ 救護本部及び救護所との連絡調整 ・ 医療機関への搬送（救急車の手配）

②災害対策会議の開催

災害対策会議の招集関係者（例）

- ・ 富山県高体連専門部長、副部長
- ・ 専門部委員長、副委員長

(2)災害発生に備えた事前の準備

①避難経路等の確認

- ・ 非常口や非常階段（ドアの施錠含む）の位置確認
- ・ 避難経路の確保（２通り以上を確保）及び避難場所の確認（地図の準備）
- ・ 危険個所（ガラスの飛散、重量物の移動・落下の想定される場所）の確認
- ・ 防火シャッターの作動確認
- ・ 避難場所への誘導者の指定
- ・ 災害時のアナウンスの準備
- ・ 競技会場施設の防火責任者の確認

②避難経路等の事前周知

- ・ 避難経路等を大会参加者（選手・監督・役員・補助員）や観客に事前周知
- ・ 大会参加者等に対する避難訓練の実施

③防災物品等の準備

- ・ 防災物品（消火器、ＡＥＤ）等の設置場所及び使用方法の確認
- ・ 情報資機材（メガフォン、ハンドマイク、トランシーバー）の準備
- ・ 防災グッズ（飲料水、ラジオ、懐中電灯、乾電池、地図）の準備

④緊急連絡先及び防災関係連絡先の準備

2 地震発生時の対応

地震が発生した場合に備え、時間経過に沿った行動内容を準備し、大会参加者及び観客に事前周知する。

<時間経過と行動内容（例）>

(1)大揺れ（発生から３０秒～１分）

- ・ 身の安全を図るため、頭部、首を持ち物（バッグ）や衣類等で保護する。
- ・ 危険な場所（窓ガラス付近）にいる場合は、少しでも安全な方へ移動する。
- ・ 安全な場所にいる場合は、その場を動かない。
- ・ 身の安全を図りながら、（防火〔消火〕、負傷者の有無、救命・救護）を想定する。

(2)大揺れがおさまる（１～２分前後）

- ・ 「出火はないか」、「負傷者はいないか」、「建物の倒壊はないか」、「転倒、倒壊物の下敷きになっている者はいないか」を確認する。
- ・ 出火の発生や負傷者がいるような場合は、消火、救出、救護、応急手当等を実施する。
- ・ 本部員等に指名されている場合は、応急手当や負傷者搬送等は、周りの者に指示をする。
- ・ 出火の発生や負傷者がいない場合は、混乱を静め、安全確保に努める。

(3)余震への対応（２～５分前後）

- ・ 災害対策本部の設置
- ・ 大会参加者及び観客の安否情報の集約

- ・通信授受機能の確認（電話、FAX、無線電話、パソコン、ラジオ）、情報資機材（メガホン、ハンドマイク、トランシーバー）の用意
- ・電気・水道・トイレ・ガスの使用可否の確認
- ・交通機関、道路情報の集約
- ・避難場所や危険箇所（立入禁止区域）の確認、避難経路の確保

(4) 避難（5分後以降）

- ・備品の散乱、建物が傾いている、壁にヒビが入ったり崩れたりしているなど、現在の場所が安全を確保できない場合は、あらかじめ実施本部が指定している避難場所へ案内・誘導する。
- ・津波が想定される場合は、直ちに、あらかじめ実施本部が指定している高台等の避難場所へ案内・誘導する。
- ・なお、避難経路は、安全性を考慮し、河川沿いや海岸方向の道路を避ける。

(5) 競技会場へ移動中の対応

[出発前で自宅にいる場合]

- ・そのまま自宅待機とする。この場合、実施本部から学校を通じて、緊急連絡網により保護者等へ連絡する。

[競技会場へ移動中の場合]

- ・安全な場所に移動した後、速やかに実施本部へ連絡し指示に従う。なお、原則として、自宅に近いときは自宅へ戻り、競技会場地に近い場合は競技会場地へ移動するものとする。（道路事情も勘案し判断する。）

[自家用車等で移動中（一般道路での車両通行中）の場合]

- ・静かに左端に寄せて停車し、カーラジオ等で情報を収集しながら待機する。
- ・居場所や車内の状態を実施本部へ連絡する。また、その際、交通情報や警察・消防等の防災機関からの指示事項があれば、運転者や同乗責任者に伝える。

3 緊急地震速報への対応

- ・緊急地震速報の受信準備（テレビ、ラジオ、携帯電話への配信等）
 - ・受信後に、避難の有無、安全確保等を、関係者へ連絡
- ※気象庁ホームページ「緊急地震速報について」

<http://www.seisvol.kisyou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/>を参照のこと

4 競技の中止・中断の判断

震度4以上の地震が発生した場合、災害対策本部は、災害対策会議を開催し、必要に応じて関係団体・機関も含め、競技の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議し、関係者に速やかに伝達する。

5 夜間休日等の対応

震度4以上の地震が夜間や休日に発生した場合は、役員はアクセス可能な範囲で参集し、災害対策にあたる。

7 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

(1) Jアラート等を通じた緊急速報が発信された場合

【屋外にいる場合】

- ・近くの建物（できればコンクリート造りの頑丈な建物）の中や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

(2) ミサイルが落下した場合

【屋外にいる場合】

- ・口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

【屋内にいる場合】

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

【情報収集】

- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があれば、それに従って、落ち着いて行動する。

【落下物について】

- ・落下物に有害な燃料が付着する場合も考えられるため、不用意に近づかない。速やかに警察、消防又は海上保安庁に連絡する。

(3) 大会の再開、中止

- ・ミサイルが日本の「領土・領海」外に落下した場合は、競技を再開できる。
- ・ミサイルが日本の「領土・領海」に落下した場合は、大会を中止する。情報を収集し帰宅方法等を検討する。

8 医療救護の対応について

(1) 種目別大会における医療救護の基本対応について

競技実施本部内に「救護本部」を設置するとともに、各競技会場等には、「救護所」を設置する。また、AED（自動体外式除細動器）を併せて設置する。なお、医師の配置や救急車の手配及び連絡についても事前に調整を行うこととする。

①業務内容

- ア 応急処置及び必要に応じた救急搬送の要請
- イ 医療救護に係る救護記録等の作成
- ウ 医療機関を受診する患者の関係者（同行者）との連絡調整
- エ 救急搬送された患者に関する事項の大会本部への報告

②医療救護に係る記録・報告用紙等

様式1【緊急事案発生時の報告事項】（P1）

様式2【救護記録】……専門部にて保管

※ 医師を配置しない場合は、事前に最寄りの医療機関把握しておくこと。

※ 練習会場の救護所は必要に応じて設置する。救護所を設置しない場合は、係員の配置を行う等、万一患者が発生した場合の対応を行う。

【様式2】

救 護 記 録

専門部 平成 年 月 日 () 会場名

受付 No	区 分	学校名 (所属名)	氏 名	性別	年 齢	来所時間 退所時間	症状及び疾患名	処置	備考
1	選・監・役 補・他			男・女		：			
2	選・監・役 補・他			男・女		：			
3	選・監・役 補・他			男・女		：			
4	選・監・役 補・他			男・女		：			
5	選・監・役 補・他			男・女		：			

※区分の欄は、選手・監督・役員・補助員・その他の区分を○で囲む。

(2) 食中毒発生時の対応について

競技実施本部は、食中毒が発生した場合は直ちに大会本部（県高体連事務局）及び各保健所に通報・連絡する。

(3) 熱中症予防及び対応について

①競技実施本部は、大会参加者に対して、熱中症指標計等により測定した気温や湿度等を周知するとともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

②熱中症傷病者の対応について、救護所内に熱中症に対する物品を配備する。

《例》ミネラルウォーター、ロックアイス（冷却用）など

(4) 感染症（はしか・インフルエンザ等）の予防及び対応について

①感染症の予防について

大会本部は、大会開催前に競技実施本部を通じて選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。

②日常の対策について

ア 積極的にうがい・手洗いをを行う。

イ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する（咳エチケットの徹底）。

ウ 慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する者へは、健康観察等を特に強化し、早期受診、早期治療に心がけること。

③感染症の発生時における対応について

ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザに感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合は、当該校と協議のうえ大会参加を見合わせることにし、競技実施本部に報告する。競技実施本部は、速やかにその状況について大会本部へ報告すること。

イ 罹患者との濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応については大会本部や関係機関（医療機関、所轄保健所等）の指示を受けて対応し、集団感染の拡大防止に努める。

ウ 各会場においては換気の励行、消毒液等の配備をすることが望ましい。

9 不審者・不審物に対する対応

(1) 不審者に対する対応

①競技会場巡回の実施

競技会場及び競技会場外も含め定期的に巡回するなど安全確保対策に努める。また、必要とする会場図やマニュアル等を作成する。

②不審者による危機発生時の緊急対応

ア 緊急連絡

- ・第1発見者は近くの大会関係者へ緊急事態を報告
- ・実施本部へ緊急連絡

イ 安全確保、避難指示、誘導

- ・被害者の保護、大会参加者・大会関係者の安全確保
- ・避難指示、誘導
- ・負傷者の応急手当

ウ 警察署、消防署への緊急連絡

- ・救急車の手配及び病院への搬送
- ・保護者への緊急連絡
- ・警察等への連絡・救援要請、到着後の現場への誘導

エ 鎮圧行動（可能な場合）

- ・不審者の不法行為の鎮圧へ向けた応急手段の行使
- ・不審者の拘束と暴動の鎮静化

オ 大会本部への緊急連絡

カ 事件・事故現場の保存措置

③不審者による危機発生事後の対応

ア 安全確認

- ・警察等との合意のもと、危機の一時的解除を確認
- ・大会参加者・大会関係者の安全確認
- ・大会参加者のクールダウン（心を静める）への配慮

イ 保護者・学校への連絡、競技の続行・変更・中止等の指示

- ・保護者・学校への連絡
- ・安全確保、競技の続行・変更・中止等の指示

ウ 二次被害対策

- ・情報収集
- ・二次被害への緊急対策

エ 記録

- ・危機発生直後から危機の内容と危機対応の経過について時系列に沿った記録

(2) 不審物に対する対応

＜ケース１＞ 実施本部等に爆破予告等の電話が入った場合

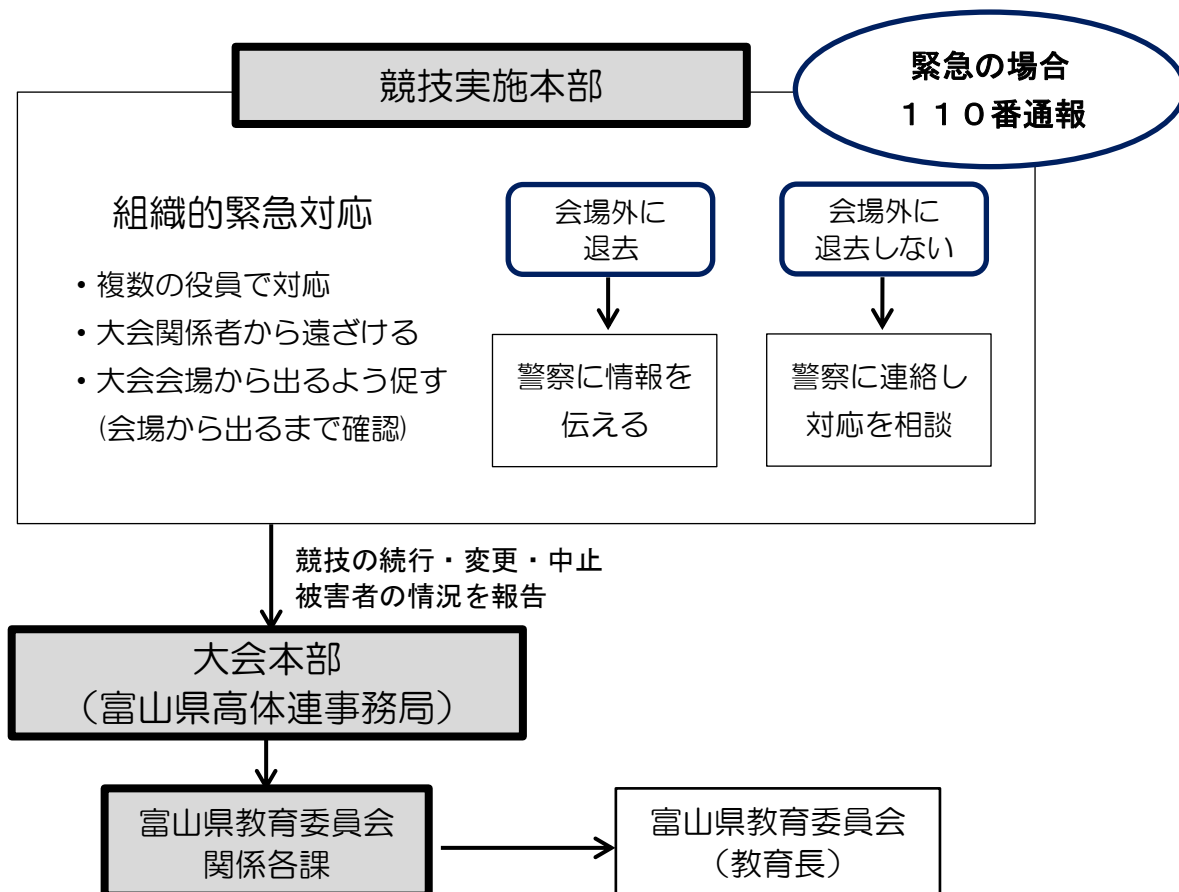
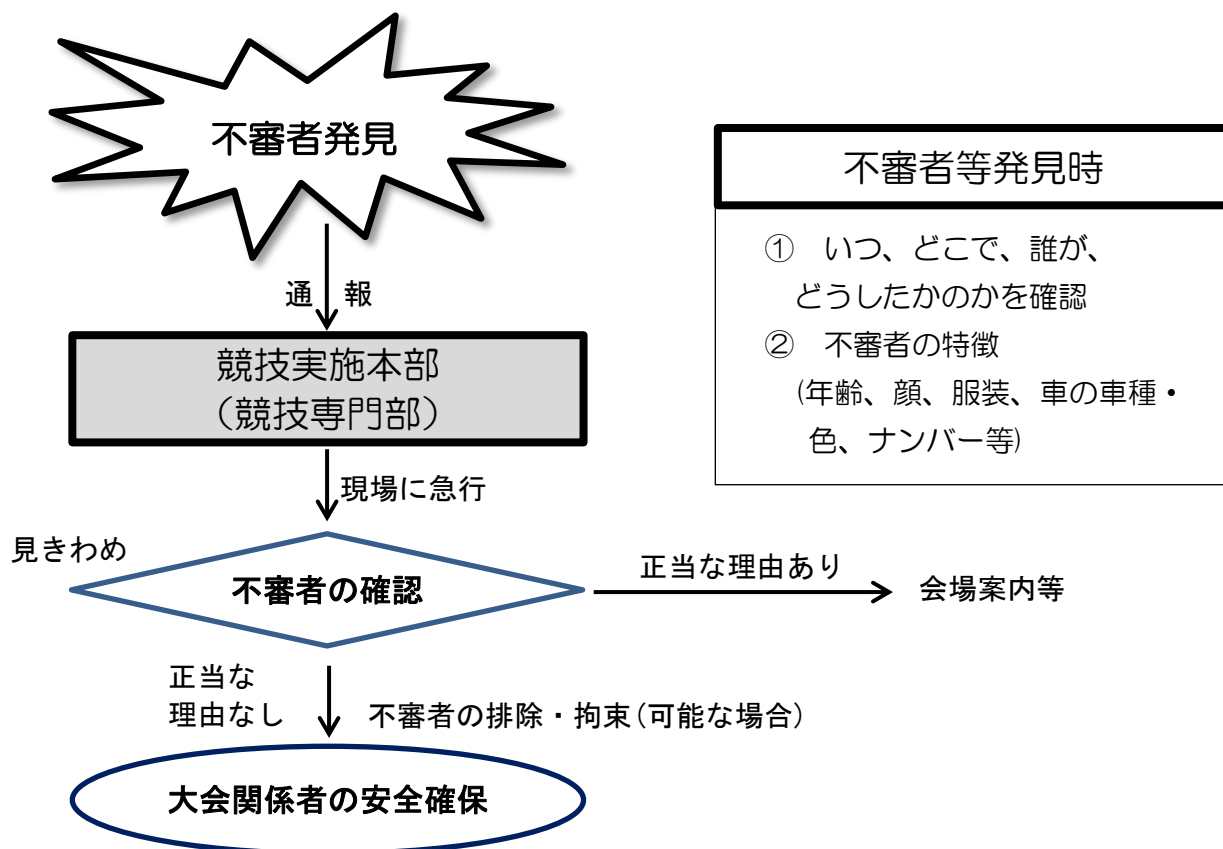
＜ケース２＞ 競技施設内で不審物等が見つかった場合

- ①電話を受信した場合は、直ちに１１０番通報するとともに、場所、爆破予告の時刻、爆破物の種類、仕掛けた理由等の質問を行い、その内容をメモする。（録音機を設置している場合は直ちに録音する。）
- ②不審物を発見した場合は、「触れず・動かさず・近づかず」に直ちに１１０番通報し、処理を専門家に委ねる。
- ③実施本部は、警察署等の検索結果を基に、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- ④放送（アナウンス）について

アナウンス（例）

皆様にお知らせします。ただいま場内に不審物が持ち込まれている恐れがあることが判明いたしました（ただいま場内に不審物が発見されました）。万が一に備え、皆様の安全のために、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。

不審者等に対する対応フロー



不審物等に対する対応フロー

